

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 前澤 友規
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【報告義務発生日】	令和8年9月29日
【提出日】	令和8年10月2日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	単体株券等保有割合の1%以上の増減 共同保有者の増減

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	リガク・ホールディングス株式会社
証券コード	268A
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所プライム市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	オントゥ・イノベーション・インク（Onto Innovation Inc.）
住所又は本店所在地	米国 19808 デラウェア州、ニューカッスル郡、ウィルミントン、リトル・フォールズ・ドライブ251、コーポレーション・サービス・カンパニー （Corporation Service Company, 251 Little Falls Drive, Wilmington, New Castle County, Delaware 19808, USA）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成17年1月18日
代表者氏名	マイケル・P・プリシンスキー（Michael P. Plisinski）
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	半導体産業向け計測・検査機器及びリソグラフィ装置の設計、開発、製造並びにサポート

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 末村 祥真
電話番号	03-6250-6200

(2)【保有目的】

--

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	0			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 0	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の 数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			0
株券、株券預託証券及び株券信託受益 証券のうち保有潜在株券等の数に加算 すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N +O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年8月31日現在）	AD	226,590,700
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB/（AD+AE-AF）×100）	0.00	

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	27.00
----------------------------	-------

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和8年9月29日	普通株式	61,123,436	26.98	市場外	処分	現物出資

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者）／2】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	オントゥ・イノベーション・ジャパン株式会社
住所又は本店所在地	東京都品川区西五反田八丁目9番5号FORECAST五反田WEST1階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和59年11月29日
-------	-------------

代表者氏名	八巻 努
代表者役職	代表取締役
事業内容	1. 半導体及び集積回路の製造に使用する電子計算機応用測定検査装置及びその部品の製造、輸出入、販売 2. 半導体製造に関連する計測・測定・検査・分析用の機器、装置、システム、部品、ソフトウェア、金属材料、研究用化学薬品、試薬の輸出入、販売及び開発、製造

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 末村 祥真
電話番号	03-6250-6200

(2) 【保有目的】

令和8年9月29日付で、提出者2は、提出者1との間で加入契約（以下「本加入契約」といいます。）を締結し、これに基づき、発行者の同意を得て、提出者1及び発行者の間で締結された令和8年4月21日付資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）に加入しました。本加入契約に基づき、提出者2は、提出者1と同一の立場で、本資本業務提携契約の各条項に従うことに同意しています。 提出者2は、本資本業務提携契約に基づく発行者との資本業務提携の維持を目的として株式を保有しています。 提出者1及びAtom Investment, L.P.（以下「売主」といいます。）の間で締結した令和8年4月21日付株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）に基づき、売主が発行者の普通株式61,123,436株を提出者1に売却し、提出者1がこれを購入しました。当該取引の完了日である令和8年8月10日（以下「クロージング日」といいます。）から90日以内に、発行者は、本資本業務提携契約に基づき提出者1が指名する非常勤取締役1名を選任することを目的として、臨時株主総会を招集します。発行者は、当該臨時株主総会を令和8年10月下旬に開催する予定です。
--

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	61,123,436			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 61,123,436	W	X	Y

信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の 数	AA	
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB	61,123,436
株券、株券預託証券及び株券信託受益 証券のうち保有潜在株券等の数に加算 すべきものの数	AC	
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N +O+P+Q+R+S+T+U+AC）		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年8月31日現在）	AD	226,590,700
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB/（AD+AE-AF）×100）		26.98
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和8年9月29日	普通株式	61,123,436	26.98	市場外	取得	現物出資

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

本資本業務提携契約及び本加入契約に基づき合意された主要な条件は以下の通りです。

- ①提出者1及び提出者2（以下「提出者ら」と総称します。）は、クロージング日から一定期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）が経過するまでの間、発行者の事前の書面による同意がない限り、発行者の株式について譲渡その他の処分をすることができません。また、本譲渡制限期間経過後、提出者らのいずれかが発行者の株式について譲渡その他の処分をしようとする場合、発行者は、一定の手續及び条件の下、当該株式を取得する優先交渉権を有します。
- ②提出者らは、本譲渡制限期間中、一定の例外を除き、発行者の株式を追加で取得し、又はその取得の提案を行うことが制限されることに合意しています。
- ③提出者らが、本株式譲渡契約に基づき提出者1がクロージング日に取得した発行者の普通株式のうち、合計して少なくとも50%を実質的に保有しなくなる日（以下「本発動日」といいます。）までの間、発行者が新株を発行する場合には、原則として、提出者らは、その保有する発行者の普通株式の持株比率に応じて、当該新株について優先引受権を有します。
- ④提出者らは、本発動日までの間、発行者の非常勤取締役候補者1名を指名することができます。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	令和8年9月29日付で、61,123,436株をOnto Innovation Inc.より現物出資にて取得
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	

② 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

③ 【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

(1) オントウ・イノベーション・ジャパン株式会社

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	61,123,436			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 61,123,436	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z			

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA	
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB	61,123,436
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC	
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N +O+P+Q+R+S+T+U+AC）		

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年8月31日現在）	AD	226,590,700
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB/（AD+AE-AF）×100）		26.98
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		27.00

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
オントウ・イノベーション・ジャパン株式会社	61,123,436	26.98
合計	61,123,436	26.98